

農地の権利移動の許可制度（農地法第3条）について

（市内の農地を売買・贈与・貸借等権利移動したい方に対する制度）

農地の貸し借りや売買等をするときは、農地法に基づく農業委員会の許可が必要です。

まず、事前相談を行い、毎月8日を締切として申請書類を提出していただきます。

その後、書類審査、事務局及び農業委員等による現地確認を経て農業委員会定例会で審議のうえ許可又は不許可を決定し、許可された場合は許可書を発行します。

農地法第3条の許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

①（全部効率利用要件）

今回の申請地も含め、農地の権利を取得しようとする者（借り手や買い手など）又はその世帯員等が保有している農地を含め、全ての農地を効率的に耕作すること。（機械の確保、労働力の確保、技術が十分にあるか等についても審査します。）

②（農地所有適格法人要件（法人の場合））

法人の場合は、農地所有適格法人であること。

農地所有適格法人とは、農地法に基づく一定の要件を満たす法人をいいます。その内容は、法人形態が農事組合法人、株式会社等であること、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること、その他議決権要件、役員要件等について農地法に定めがあり、すべてを満たす必要があります。

なお、解除条件付契約による貸借を行う場合は、農地所有適格法人以外の法人でも許可を受けることができます。

また、毎年、継続して要件を満たしているとの報告を提出する必要があります。

③（農作業常時従事要件（個人の場合））

権利を取得する者またはその世帯員が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること。（農作業に従事する日数が年間150日以上又は、それ未満でも農作業を行う必要がある限り、その農作業に従事していると認められること。）

④（地域との調和要件）

地域の農業の集団化、農作業の効率化（水利調整に参加、無農薬減農薬栽培がおこなわれている地域でその営農方法に従うこと等）に支障が生じないこと、その他周辺の地域における営農に支障が生じないこと。

その他、農地法以外の基準として農業経営基盤強化促進法が規定する地域計画の実現に支障がないことも要件となっています。

上記許可基準について、詳しくはお問合せください。